

児童手当 認定請求書

地方公務員共済に加入のかたは、健康保険証のコピーを添付してください。
添付するコピーは、被保険者記号・番号保険者番号が読めないように塗りつぶしてください。

①(ふりがな)	めぐろがわ きよし				②職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者			③生年月日	昭和49年4月9日		添付するコピーは、被保険者記号・番号保険者番号が読めないように塗りつぶしてください。					
氏名	目黒川 清								④配偶者	有・無		月					
請求者	⑤住所 目黒区上目黒●-●-● ▲▲マンション●● 電話 ●●●-△△△△-□□□□ (自宅/母携帯/父携帯/勤務先)				1月1日時点の住所 (区市町村まで記入)			本年 石川県金沢市		昨年 宮城県気仙沼市							
⑥個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑦請求者の加入している公的年金制度の種別			ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () 独立行政法人にお勤めの場合は、以下に勤務先を記入してください。 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 國家公務員共済 () 地方公務員等共済												
配偶者等	⑧(ふりがな) めぐろがわ さくらこ				⑩生年月日	昭和51年5月1日			⑪職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先:宮城県教育委員会) ウ. 被用者等でない者			⑫個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8			
⑨住所 (⑤と異なる場合)	目黒川 桜子				1月1日時点の住所 (区市町村まで記入)			本年 宮城県角田市		昨年 宮城県気仙沼市							
⑩児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名 目黒川 波		続柄 子	生年月日 平成16年6月16日	監護相当の有無 有・無	生計費負担の有無 有・無	同居・別居の別 同・別	海外留学をしている場合の出国年月	[注意] ⑬「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (⑬児童の兄姉等と⑭児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)								
⑪児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	目黒川 風		子	平成19年9月19日	有・無	有・無	同・別	年 月	監護の有無 有・無	生計関係 同一・維持	同居・別居の別 同・別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (別居の場合) 宮城県角田市 角田●-●-●	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印
	目黒川 花		子	平成23年3月23日	有・無	同一・維持	同・別	年 月	同上	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	月額30,000円	月額15,000円	月額10,000円	請求者			
					有・無	同一・維持	同・別	年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	月額30,000円	月額15,000円	月額10,000円	住 所 住記・調書等在留期間				
					有・無	同一・維持	同・別	年 月	・未成年後見人	月額30,000円	月額15,000円	月額10,000円	その他 申立書・証明書				
					有・無	同一・維持	同・別	年 月					児童				
⑮公金受取口座を利用する場合は左の四角にチェックしてください。 公金受取口座以外の口座を利用する場合は右の四角にチェックして、口座情報を記入してください	V		V	振込先口座を指定する場合	預金種	支店コード	支店名	口座番号 (右づめ)			口座名義 (カタカナ又は英字で記入)			児童の兄姉等			
⑯支払希望金融機関	<input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する場合	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (口座情報の記入不要)	銀行 信組漁協	金庫農協	普通			支店 本店 出張所					監護相当・生計費負担確認書				
													課税状況				
目黒区長 宛て 上記のとおり児童手当の認定を請求します。審査のため、所得状況等の公募の確認に同意します。また、児童手当は上記の口座に振り込んでください。 令和6年 9月 3日														請求者			
														外・国外			
														外・国外			
														外・国外			
														外・国外			

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑤の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を左欄に記入してください。
また、請求者が個人である場合は本年および昨年1月1日時点の住所を記入してください。
- 3 ⑥の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑦の欄は、⑭の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ②、③、④及び⑦の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 ⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
- 7 ⑬の欄は、⑭の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 ⑬の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 ⑬の「生計費の負担の有無」の欄は、⑬の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 ⑭の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 ⑭の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
 - ケ ⑭の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類
 - コ ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑬の欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
 - サ ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑬の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類

備考

1. ⑥及び⑫の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。